

監査公表第15号（平成26年10月10日、県公報第3635号登載）  
平成25年11月1日から平成26年2月5日実施  
随時監査（3次分）結果に基づく措置通知（平成25年度）

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、企業局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部及び労働委員会事務局の59か所について実施した随時監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年10月10日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

26行経第802号  
平成26年8月29日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	緊急用前渡資金において、やむを得ず口頭により事前承認を得ていた場合の資金の交付・精算が遅延していた。 (4件)	緊急用資金前渡により支出を行う際は、領収書を速やかに支出担当者に提出するよう周知徹底を図る。また、資金の交付・精算については、支払後遅滞なく行うよう努める。